

かつしか 区議会だより

第3回定例会

9月	16日	本会議（一般質問等） 議会運営委員会理事会
	17日	本会議（一般質問、議案の付託等） 決算審査特別委員会
	18～24日	常任委員会（建設環境、保健福祉、文教、総務）
	26日	議会運営委員会
	29日	本会議（議案の議決等）
10月	1～3日	特別委員会（地方分権・行革、危機管理対策、都市基盤整備）
	6日	議会運営委員会理事会 決算審査特別委員会理事会
	6～14日	決算審査特別委員会
	16日	議会運営委員会
	17日	本会議（議案の議決等） 常任委員会（総務） 特別委員会（都市基盤整備） 議会運営委員会

主な内容 2～4面…一般質問 5～7面…決算特集 8面…可決された議案ほか

No.221 平成26年（2014年）11月15日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX 5698-1543



第30回葛飾区産業フェア（東京理科大学葛飾キャンパス）

平成25年度決算6件を 審査・認定

今回の定例会では、8名の議員から区政一般質問が行なわれたほか、平成26年度一般会計補正予算（第2号）をはじめとする区長提出議案等29件、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求めた意見書（下欄参照）などの議員提出議案8件が可決されました。

可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書8件を可決し、関係機関に送付しました。（件名の下のは意見の分かれた意見書です。各会派の賛否は8面に掲載）

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く求める。①ウイルス性肝炎・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること②身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準については、患者の実態に応じた認定制度にすること

地方税財源の拡充に関する意見書

国会及び政府に対し、法人実効税率の引き下げを行う場合には、国の責任において確実な代替財源を確保するなど、全ての地方自治体の歳入に影響を及ぼさないよう万全の対応を行うとともに、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として還元し、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。

産後ケア体制の支援強化を求める意見書

政府に対し、次の項目の実現を強く求める。①「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で中滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること②モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により、産後ケアが受けられないことがないよう、利用者負担軽減策を同時に実施すること③単なる家事支援ではなく、産後の母子のこころからの適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと

奨学金制度の充実を求める意見書

政府に対し、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境を作るため、次の事項の実施について強く求める。①高校生を対象とした給付型奨学金制度の拡充を行い、大学生などを対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること②オーストラリアで実施されているような、収入が一定額を超えた場合に、所得額に応じた返還額を、課税システムを通じて返還ができる所得連動返還型の奨学金制度を創設すること③授業料減免を充実させるとともに、無利子奨学金をより一層充実させること④海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援を着実に実施すること

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

国会及び政府に対し、手話が音声言語と同等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を早急に制定するよう、強く求める。

中川堤防の耐震化促進を求める意見書

想定される首都直下型地震の確率から見ても、中川の護岸の耐震化は、区民の命と暮らしを守るうえでの優先課題のひとつであり、早急な対策が必要であるため、政府及び東京都に対し、中川堤防耐震化の整備計画を前倒しして、整備を急ぐことを強く求める。

消費税の軽減税率制度の導入に向けた環境整備を求める意見書

政府に対し、予定通り消費税を10%に引き上げる場合には、軽減税率を適用する対象、品目、中小事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について、鋭意検討を進め、その実現に向けての環境整備を速やかに図ることを強く求める。

雇用の安定と公正な処遇を求める意見書

国会及び政府に対し、次の事項を実施するよう強く求める。①規制改革にあたっては、使用者側と労働者側の双方の意見を踏まえた議論に基づいて検討を行うこと②低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大にならないよう、より安定した直接雇用への誘導と派遣労働者の処遇改善に向けた対応を行うこと③雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会において慎重に検討を行い、雇用労働者が不利益を被ることなく、安心して働くことができる法と施策を整備すること

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。